

田辺市スポーツ合宿・教育旅行等誘致事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、田辺スポーツパーク等の利用促進を図るとともに、地域資源を活用した地域経済の活性化に資するため、市へのスポーツ合宿、教育旅行等を実施する者に対し、その費用を補助することについて、田辺市補助金等交付規則（平成17年田辺市規則第47号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「市内宿泊施設」とは、市内に所在地を有する旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項に規定する旅館・ホテル営業又は簡易宿所営業の許可を受けている施設（田辺スポーツパーク内の施設を除く）をいう。

2 この要綱において「体育施設」とは、南紀エリアスポーツ合宿誘致推進協議会に属する市町村内に所在地を有する体育施設及びこれに準ずる施設をいう。

3 この要綱において「団体」とは、第9条第3号に規定する書類に記載される者をいう。
なお、第9条第3号に規定する書類が複数にわたる場合、同一日程かつ同一名称の場合は、同一団体とみなす。

4 この要綱において「スポーツ合宿」とは、南紀エリアスポーツ合宿誘致推進協議会に属する市町村内に所在地を有する体育施設の利用（大会等に参加する場合も含む。）を伴う旅行をいう。

5 この要綱において「教育旅行」とは、学校行事（教師の引率を伴うもの）として実施される修学旅行、遠足、校外学習等をいう。

6 この要綱において「MICE」とは、市内において開催される多くの集客交流が見込まれる会議等及び企業や団体が行う研修や会議等をいう。

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 次条に規定する団体旅行を行う団体の代表者
- (2) 次条に規定する団体旅行を手配する旅行者（旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条の規定による旅行業又は旅行者代理業の登録を受けた者をいう。以下同じ。）

(補助の対象)

第4条 補助金の対象となる事業は、交付対象者が行う次の各号の全てに該当する旅行（以下「団体旅行」という。）とする。ただし、田辺市団体旅行誘致促進事業費補助金の交付を受ける事業は対象としない。

- (1) 令和7年4月1日から令和8年3月31日において実施されるスポーツ合宿、教育旅行又はMICEであること。
- (2) 市内宿泊施設への宿泊を伴う旅行であること。
- (3) 1日当たりの宿泊人数が10人以上かつ1回の旅行につき宿泊延べ人数が20人以上

であること。

2 前項の規定は、1 団体ごとに適用するものとする。

(補助金の額及び限度額)

第5条 補助金の額は、宿泊延べ人数に 1,000 円を乗じて得た額とし、1 団体旅行当たり 200,000 円を上限に、予算の範囲内で交付するものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ田辺市スポーツ合宿・教育旅行等誘致事業費補助金交付申請書（様式第1号）に、次の書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(1) 団体旅行の日程が記載されている書類

(2) 第4条第1号に該当する旅行であることがわかる書類。ただし、前号に掲げる書類において確認できる場合は、省略することができる。

(3) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、田辺市スポーツ合宿・教育旅行等誘致事業費補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。この場合において、市長は、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(申請内容の変更等)

第8条 申請者は、補助金の交付決定後において、申請の内容を変更しようとするとき、又は中止しようとするときは、田辺市スポーツ合宿・教育旅行等誘致事業費補助金変更・中止承認申請書（様式第3号）を市長に提出し、その承認を得なければならない。ただし、補助金の増額を伴わない場合は省略することができる。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、田辺市スポーツ合宿・教育旅行等誘致事業費補助金変更・中止決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

(実績報告及び補助金の交付請求)

第9条 補助金の交付決定を受けた申請者は、当該交付決定に係る団体旅行が完了したときは、速やかに田辺市スポーツ合宿・教育旅行等誘致事業費補助金実績報告書兼交付請求書（様式第5号）に、次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(1) 団体旅行の日程が記載されている書類

(2) 団体旅行の参加者名簿（様式第6号）又は同様の記載がある書類

(3) 宿泊者数等証明書（様式第7号）又は同様の記載がある書類

(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付金額の確定及び交付)

第10条 市長は、前条の規定による実績報告及び補助金の交付請求があった場合は、その

内容を審査し、適当と認めたときは、田辺市スポーツ合宿・教育旅行等誘致事業費補助金の額の確定通知書（様式第8号）により申請者に通知するとともに、補助金を交付するものとする。

（指示及び検査）

第11条 市長は、補助金の交付を受けた申請者に対し、必要な指示をし、又は書類、帳簿等の検査を行うことができる。

（補助金の返還等）

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- （1） 第7条後段の規定により市長が付した条件に違反したとき。
- （2） 前条の規定による指示に従わず、又は検査を拒み、若しくは妨げたとき。
- （3） 偽りその他不正の手段により、補助金の交付を受けたとき。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、令和4年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年3月31日から施行する。